

## 昇降機技術基準の解説(2014年版)講習会 質問と回答

この質問と回答は、平成26年5月から6月にかけて、東京・大阪延べ3会場において開催（主催：（一財）日本建築設備・昇降機センター 共催：（一社）日本エレベーター協会）された、【昇降機技術基準の解説(2014年版)講習会】に寄せられた質疑について、編集委員会にて回答を作成したものです。回答は、次の方針により作成しております。

1. 同じ趣旨の質問は整理し、回答しております。
2. 今回の改正に直接関係しない項目、講習会での説明範囲を超える質疑については掲載しておりません。

一般財団法人 日本建築設備・昇降機センター

H26.8.6

該当頁	該当箇所	質問	回答
1.1-5 ～ 1.1-7	法第86条の7第1項～第3項	増築等を行う場合、既存建築物に設けられたエレベーター、エスカレーター関係については、法第86条の7第1項の規定により法第20条（構造耐力）の関連ではどのような項目が既存遡及の対象となりますか。	令第137条の2（構造耐力関係）の第一号～第三号に基づく、平17国告第566号第1第一号ハの規定によって、令第129条の4、令第129条の5、令第129条の8第1項、令第129条の12第1項第六号及び同条第2項等のエレベーター及びエスカレーターの条項が遡及対象となる。 なお、令第137条の2第四号に基づき、60mを超えない既存建築物で、既存部分の延べ面積の1/20かつ50㎡未満の増築及び改築を行う場合は、既存建築物の部分について、構造耐力上の危険性が增大しない場合は既存遡及の対象外となる。
1.1-5 ～ 1.1-7	既存の建築物に対する制限の緩和（リニューアル含む）	①機械室ありエレベーターの支持ばり（マシンビーム等）は、既にモルタル等で固定されているため、容易に交換ができません。また、古い機種については、ミルシート等が管理されていないケースもあります。このため、製作図面上に材料指示（SS400等）の記載があれば新法に記載された材料と見なしでもよいでしょうか。 ②機械室なしエレベーターのガイドレールについては、設置時の確認申請図書に記載されたガイドレールの基準強度での強度確認でよいでしょうか。	①機械室ありタイプ及びかごの荷重がガイドレールに常時作用しない機械室なしタイプのロープ式エレベーターの取り扱い、従前通りである。 ②かごの荷重がガイドレールに常時作用する機械室なしロープ式エレベーター等のガイドレールの基準強度は、添付資料Aの調査のフローに従って、ガイドレールの規格を特定し、かつ、この調査結果に基づいて大臣認定取得品か否かを判定する。 なお、添付資料Bに示す報告書の事例を参考にし、現場に適した報告書を作成すること。 添付資料A：「既設ガイドレールにおける構造安全性の検証フロー」 添付資料B：「既設のエレベーターに適用しているガイドレールの規格の特定に関する確認結果の報告」 (添付資料A及びBは、本「質問と回答」末参照)
1.1-7	19行目から21行目まで	既存建築物に増築等を行う場合に、増築等を行う部分以外の部分に対して、既存遡及される昇降機の規定はどのようなものか。	法第86条の7第3項の規定より、法第34条第1項（昇降機）及び法第36条（昇降機の構造）については、法第3条第3項第三号及び第四号の規定にかかわらず、既存遡及しない。なお、法第20条（構造耐力）に係る令第129条の2の4第一号に規定の昇降機の構造強度部分については、法第86条の7第1項の規定により、既存遡及される。
1.1-7	19行目から21行目まで	「昇降機技術基準の解説(2009年版)」1.1-6 第86条の7第3項の解説には、「令第112条第9項に規定する堅穴区画等の防火区画は既存遡及の対象となる」旨が記述されていましたが、2014年版の解説では削除されています。このため、堅穴区画等の防火区画は既存遡及されないのでしょうか。	法第86条の7第3項の規定より、法第36条の防火壁、防火区画（堅穴区画を含む）、消火設備、避雷設備の設置及び構造は、既存遡及の対象となり、従前の取り扱いと変わらない。
1.3-34	第2第二号ハ	一般社団法人日本エレベーター協会が定めるJEAS-001「エレベーター用T形ガイドレールの素材に関する標準」は公的機関の規格又はそれに準ずる規格に該当するのでしょうか。	JEAS-001については、素材に係る規格として公的機関の規格に準ずる規格に該当する。
1.3-40 付録3	第2第三号イ（1） 第1、2（1）	法第37条（平12建告第1446号）では、ワイヤーロープ（構造用ケーブル）のみが該当すると解説にあります。技術的助言では2（1）規格が定められた鋼材等の引張強さで法第37条を適用しているが、ワイヤーロープのみが該当すると考えてよいのでしょうか。	昇降機ではワイヤーロープが法第37条（建築材料）の規定が適用される旨の解説である。技術的助言の法第37条第1号では、平12建告第1446号に記載の鋼材等の全てが該当する。
1.3-86	平20国告第1454号	煙感知器の点検口の点検リミットスイッチ（動力を切るスイッチ）については、通常、最上階部分に設置され、出入口の床面から1.8m以上の位置に設置されるケースが多数あります。 1.8m以上の位置に設置されている煙感知器の点検口については、開口部の戸が開いたときに当該かごの動力を切り運転を停止される機能は不要と考えてよいのでしょうか。	煙感知器を点検中に、エレベーターが動いて点検作業等の安全に支障がでることも考えられるので、解説書1.3-88頁に記載のように、点検口の戸を開いた時は当該かごの運転を停止することが望ましい。

該当頁	該当箇所	質問	回答
1.3-86 ～ 1.3-88	平20国告第1454号第一号二	保守点検用の昇降路開口部に関する規制について、点検口の大きさの規定はありますか。	点検口の大きさについての規定はない。
1.3-87	下から2行目	煙感知器の点検口の戸はネジで固定されるものが一般的です。ネジは容易に開閉できるものではないことから、解説に記載されている施錠装置の一種と認められますか。	工具を用いなければ緩めることができないネジであれば、煙感知器の点検口の戸の施錠装置と同等と扱うことができる。工具等を用いずに緩めることができる蝶ネジ等は使用できない。
1.3-86 1.3-87	平25国告第1454号第一号ハ	昇降路内設置機器(煙感知器等)や、ピット点検口は、何の規定に従って設置すればよいのでしょうか。	昇降路内設置機器(煙感知器等)の点検口やピット点検口は、平20国告第1454号第一号二の規定に基づき設置すること。
1.3-86 1.3-87	平20国告第1454号	機械室ありのエレベーターで、昇降路の天井面に煙感知器点検口を設ける場合、点検口リミットスイッチ(動力を切るスイッチ)の取付は不要と考えてよいのでしょうか。	煙感知器の点検がエレベーター機械室において行えるのであれば、点検口リミットスイッチの取り付けは不要だが、点検口からの物の落下防止対策を講ずることが望ましい。
1.3-124	下床から脱落防止装置を設ける一例	解説の図のような門型の脱落防止措置の場合、脱落防止措置自体の転倒の検討を行う必要があるのででしょうか。	平25国告第1046号第2第四号ハによる長辺方向の層間変位が生じた場合に支持できるものであることとされていることから、地震力による水平荷重が加わった時、安全上支障となる変形が生じないものであることが必要のため、地震時に転倒しないことの検討は必要である。
1.3-124	図-(H25 告示 1046)-8	例示ではトラス底面とピットの間に空間がありますが、どの程度までを許容されるのでしょうか。	脱落防止措置は、はり等から外れた場合に落下させずに支持する必要があるため、最小限の隙間とすること。
1.3-125	平25国告第1046号第2第四号イ	中間部受台が告示の脱落防止措置の規定を満たす場合、両者を兼ねることはできないのでしょうか。	中間部受台が脱落防止措置の機能を満足すれば、兼ねることは可能である。
1.3-125	平25国告第1046号第2第四号ハ	例えばエスカレーターのリニューアル工事において脱落防止措置を設ける場合、脱落防止措置の荷重(エスカレーターの自重+積載荷重+脱落防止措置の自重)を受ける部分(建築のはり、床等)の強度の検証は必要でしょうか。	責見の通り必要である。
1.3-125	平25国告第1046号第2第四号ハ	一端固定・他端非固定の場合、脱落防止措置は非固定側のみでよいのでしょうか。または両側やらなければならないのでしょうか。	固定側の強度等があり、非固定側のトラスの支持部材が建築物のはり等から外れた場合に支持できるよう釣合いよく配置していればよい。
1.3-126 1.5-55	図-(H25国告1046)-12 図1.5.39	エスカレーターの脱落防止措置を設けた場合、Hk1, Hk2で示すレベルは、「しゅう動面」、「脱落防止措置の支持部材の上面」、「脱落防止措置の支持部材の下面」、「建築物のはりの上面」のいずれを示しているのでしょうか。	脱落防止措置とトラスとのしゅう動面を示す。
1.3-126	平25国告第1047号第三号	新たに追加された告示(平25国告第1047号)内の「規格が定められた鋼材等」の解釈については、JIS規格品または同様の試験方法等によって同等品と認められるものであると考えられますが、例えばEN規格の鋼材等を使用した場合、どのようにすればよいのでしょうか。	EN規格は地域規格であるため、EN規格の鋼材等は、国住指第4444号の技術的助言の第一第2項(1)1)から3)のいずれかを満たすこと。
1.3-126 4.5-1	平25国告第1047号	荷物用エレベーターの設計用水平震度を求める際、「昇降機耐震設計・施行指針(2014年版)」で定められている用途係数(I)は、従来同様に使用してもよいのでしょうか。	平25国告第1047号では、用途係数は含まれていないので、同告示では使用することができない。
1.3-127	平25国告第1047号第一号	ラックピニオン式・チェーンラックピニオン式・チェーンプロケット式・ねじ式の段差解消機・いす式階段昇降機は、令第129条の4第3項第六号の検証は必要でしょうか。	検証は必要である。
1.3-127	平25国告第1047号第一号	ラックピニオン式・チェーンラックピニオン式・チェーンプロケット式・ねじ式の段差解消機・いす式階段昇降機は、第一号解説の強度検証が必要な主要な支持部分(1)～(7)のうち、段差解消機等についての(6)のみを満たせばよいのでしょうか。それとも、(6)(7)の両方を満たさなければならないのでしょうか。	質問の機構については、(6)及び特殊な駆動方式を用いる場合の(7)の両方を満たす必要がある。

該当頁	該当箇所	質問	回答
1.3-127 技術的助言	平25国告第1047号第一号、 国住指第4444号第一2(1)～(3)	ラックピニオン式またはねじ式の令第129条の4第1項第三号の大臣認定取得品(法第68条の26)については、大臣認定の取り直しが必要でしょうか。	令第129条の4第1項第三号の規定による大臣認定の取り直しは必要ない。
1.3-127	第二号	「時刻歴応答解析による応答倍率を考慮して地震力が定められる場合(具体例は第4部に記載)～」とありますが、告示の標準震度は、「昇降機耐震設計・施工指針」の耐震Aクラス相当の標準震度であるため、時刻歴応答解析適用時も同指針の耐震Aクラスを用いて計算してもよいでしょうか。	時刻歴応答解析の結果がAクラスを下回れば、耐震Aクラスを用いてもよい。
1.3-127	第二号	レールの応力評価について、「第4部 昇降機耐震設計・施工指針 2014年版」では建築物の層間変位角を考慮することになっています。 「時刻歴応答解析による応答倍率を考慮して地震力が定められる場合(具体例は第4部に記載)～」について、建築物の層間変位角も考慮すべきでしょうか。	大きな層間変形角によってレールが強制変形を受ける場合には、強制変形応力も加味して評価することが望ましい。(4.6-8頁参照)
1.3-129,130 技術的助言	表-(H25国告1047)-1 国住指第4444号第三、1	表-(H25国告1047)-1により、強度計算が不要となる箇所(支持はり、主索、主索の端部、プランジャー、ゴムホース)についても、技術的助言第三1により、確認申請に根拠となる資料の確認は必要でしょうか。	通常の安全装置作動時の動荷重係数 $\alpha 2$ の値との整合を確認するため、確認申請図書には地震時の強度計算は省略できる旨を記載すること。
1.3-129,130 技術的助言	表-(H25国告1047)-1 国住指第4444号第三、1	表-(H25国告1047)-1により、強度計算が不要となる箇所(支持はり、主索、主索の端部、プランジャー、ゴムホース)についても、技術的助言第三1により、完了検査時に規格品証明書は必要でしょうか。	規格品証明書は不要だが、複合部材を除いて出荷証明書が必要である。
1.3-10	ホームエレベーターの解説	2009年版の解説から、①「複合用途の建物の場合には、住宅専用の部分以外に出入口を設けてはならない」という記述と、②「住宅展示場のモデルハウス、ショールーム等に設置する場合は、ホームエレベーターに過荷重検出装置を設けなければならない」という記述が削除されましたが、それぞれ考え方に変更はあるのでしょうか。	取り扱いは2009年版の解説と変更はない。
技術的助言	第1第2項(1)2)	説明会にてJIS認証工場品であれば定期的な検査(3年に1回以上)は不要との説明がありましたが、ガイドレールについてはJIS品ではないため、JIS認証工場品の対象外です。他の部材でJIS認証工場として認証されていれば同一工場で製造しているガイドレールについてもJIS認証工場品の扱いでよろしいでしょうか。	JIS認証工場で製造されても、認証の対象でない鋼材については、対象外である。
技術的助言	第1第2項(1)2)	「鋼材等の製造者、規格毎に必要な検査」の必要な検査とは、化学的・機械的性質の両方の検査でしょうか。	その規格に規定された検査項目となる。
技術的助言	第1第2項(1)2)	主要な支持部の大臣認定を取得した階段昇降機に関して、国住指第4444号第1-2-(1)-1にある報告義務及び第1-2-(1)-2にある3年毎の検査も不要でしょうか。	令第129条の4第1項第三号の規定による大臣認定を取得している主要な支持部分については、国際規格等と同等のものとして取り扱い、国住指第4444号第1-2-(1)1)及び2)にある報告及び検査は不要である。
技術的助言	第1第2項(1)2)	「3年に1度の抜き取り検査は型式適合認定を行う際に明確にする必要がある」と説明がありましたが、型式適合認定申請を行う際のことでしょうか。それとも、設置時の確認申請をする際にも3年以内の検査結果が必要なのでしょうか。	確認申請の際には検査結果の提出は必ずしも必要ないが、型式適合認定取得者は3年に1度の抜き取り検査を実施しなければならない。
技術的助言	第1第2項(1)2)	平成26年3月31日までに取得した昇降機に関する型式適合認定(法第68条の10)は、取り直しが必要でしょうか。	型式適合認定の取り直しは必要である。
技術的助言	第1第2項(1)1)	海外製エレベーターを輸入し販売している場合、国土交通省への報告は「輸入事業者」が代行出来ることで問題ないのでしょうか。また、「輸入事業者」の場合、「海外の製造者」との間で「不適合品出荷時には輸入業者に報告する」旨を取り決めた書類は、確認申請時の提出資料として必要でしょうか。	輸入事業者がエレベーターの製造者から委任を受けて代理で行っても構わない。また、取り決め書類は、確認申請時に必要である。

該当頁	該当箇所	質問	回答
技術的助言	第1第2項(1)2)	第3者機関は、国内・海外を問わないのでしょうか。また、認定機関の条件等がありますか。	国内、海外は問わないが、エレベーター製造者等と連結財務諸表上の子会社や親会社でないことが必要である。 また、検査結果の原文が日本語以外の場合は、日本語訳を添付すること。
技術的助言	第1第2項(3)	確認申請時、主索の端部の部品(ソケット、ボルト、ナット等)の規格の適合性や主索の端部全体の引張強さの証明は必要でしょうか。	主索の端部の構成部品は、規格が存在しない複合部材として、その構成部材それぞれの規格適合性の証明は不要である。 また、主索の端部全体としても規格適合性の証明は不要で、地震による安全性に関し、引張強さの検証も不要である。
技術的助言	第3	規格品証明書の発行ができない場合は、出荷証明書のみでの確認でよいのでしょうか。また、出荷証明書の提出の場合、何を確認すればよいのでしょうか。	かごの荷重が常時かかる機械室なしロープ式エレベーター等のガイドレールは、規格品証明書(ミルシート)が必要である。
技術的助言	第3	完了検査時において「規格品証明書」の代わりとして、出荷証明書で構わないと説明がありましたが、昇降機製造者の出荷証明書で構いませんか。また、鋼材製造者の出荷証明書が必要でしょうか。	主要な支持部分のうち、ガイドレール以外は、昇降機製造者が作成した出荷証明書で規格品が使用されたことを確認できればよい。
技術的助言	第1第2項(1)全般	検査・試験を行う第三者機関の定義を明確にする必要があると思いますが、資本関係や通常の取引などが無い等の独立性の判断基準を具体的にどのような書類で確認するのでしょうか。	原則として鋼材等の製造者及びエレベーターの製造者以外の者(機関)で、公的機関に限るものではない。第三者として独立性を有することについては、当該機関の宣言を元に判断すべきと考える。 なお、大臣認定における性能評価等と同様、第三者機関で試験そのものを実施する必要は必ずしもなく、試験自体を当該メーカーが行い、試験の方法・試験結果の妥当性を第三者機関で確認してもらう方法も可能である。
技術的助言	第1第2項(1)全般	地震による安全性を検証すべき主要な支持部分の定義を明確にしてください。	技術的助言(平成26年3月31日国住指第4444号)第一第2項の対象とすべき部分は、「エレベーターの主要な支持部分に使用する鋼材等」のうち「地震に対する安全性を検証すべき」部位であると解釈される。 ①主要な支持部分に使用する鋼材のうち、機械室を有しないエレベーターのレール以外のものについては、一般に常時の強度検証の方が地震時の強度検証よりも厳しいものになると考えられるため、(素材としての国際規格等への適合性を確認し)常時に係る強度検証を行えば「地震に対する安全性」に係る基準強度の検証の必要はないと考えられる。 ②主要な支持部分に使用する鋼材等のうち、素材として国際規格等への適合性を確認するものは、主索、支持ばり、機械室を有しないエレベーターのレール、プランジャー・シリンダーの側壁及び鏡板、高圧ゴムホースとする。 (プランジャー・シリンダー等、複合部材だが強度を主要な構成部材(=鋼管)ごとに検証している場合は、主要な構成部材について規格の適合性を確認することとする。) なお、規格が存在しない複合部材(主索端部)については、その構成部材について規格適合性を審査することを求めず、地震による安全性に関し、引張強さの検証も不要である。
技術的助言	第1第2項(1)全般	機械室を有するエレベーターに設けるガイドレールについて、地震による安全性を検証すべき主要な支持部分に該当するのでしょうか。	機械室を有するエレベーターに設けるガイドレールについては、地震発生時にガイドレールでかごを支持していないため、検討の必要がないものとする。
技術的助言	第1第2項(1)全般	国際規格等の鋼材で、降伏点又は0.2%耐力の規定がない鋼材は、主要な支持部分に使用する規格が定められた鋼材には該当しないとしてよいのでしょうか。(例:熱間圧延鋼板(SPHC)等)	規格に定められた引張強さに基づき基準強度を設定するため、当該規格において降伏点又は0.2%耐力の規定がないことを理由に、規格が定められた規格に該当しないとするものではない。ただし、引張強さを2で除した応力度に至ったとき、降伏しないことの確認が必要である。

該当頁	該当箇所	質問	回答
技術的助言	第1第2項(1)1)	不適合品が出荷されたことが判明した場合、国土交通省のどの部署に報告するのでしょうか。当該報告は、海外からの輸入品については、輸入業者がエレベーター製造者に代わって報告することでもよいのでしょうか。	鋼材等の製造者等から情報を得て、エレベーター製造者が建築指導課長へ報告すること。
技術的助言	第1第2項(1)1)	ガイドレールをガイドレール加工業者から購入する場合、不適合品出荷に係る国土交通省への報告は、購入元のガイドレール加工業者でなく、エレベーター設置者でもよいのでしょうか。その場合の不適合品出荷の報告を行うことの契約書は、鋼材メーカーとガイドレール加工業者間のもの、ガイドレール加工業者とエレベーター設置業者間のものの2通が必要と思われるのですが、それでよいのでしょうか。	国土交通省への報告者は、エレベーター製造者としている。契約書の考え方は貴見のとおり。
技術的助言	第1第2項(1)2)	JIS認証工場の鋼材等を使用すれば、JIS認証工場はJIS規格により、3年に1回、認証機関による監査を受けるので、3年に1回以上抜き取り検査(第3者機関)を行わなくてよいのでしょうか。	当該規格(JIS品)の製造に対して認証が行われているのであれば、3)に該当するものとして取り扱う。なお、JIS認証工場の鋼材等を使用する場合、3年に1回以上の抽出調査は不要となる。(JIS認証書及びその付属書に認証事業所・対象の製品の種類といった情報が記載されているのでそれを用いて確認する)
技術的助言	第1第2項(1)2)	令第129条の4の大臣認定を取得した平型ロープを使用する場合、内部に使用されている素線が国際規格等に適合すればよいのでしょうか。この場合、3年に1回以上の素線の抜き取り検査を行うのでしょうか。又は、平型ロープでの破断強度を、3年に1回以上、第3者機関で確認すればよいのでしょうか。	令第129条の4第1項第3号に基づく大臣認定を受けた平型ロープであれば、素線等の構成部材について国際規格等の適合性を確認する必要はない。また、大臣認定を受けたものについては、抽出調査も不要である。
技術的助言	第1第2項(1)2)	型式適合認定で、鋼材等の技術的助言の内容を審査する必要はありますか。3年に1回以上、第3者機関に鋼材等の引張強さを試験させるといふ書類を申請者に提出させて認定を下ろしても、型式適合認定をした後に、認定機関では、それがなされていることは、フォローアップできないと思われれます。その後は、建築確認段階で確認することになるが、その理解でよいのでしょうか。	型式適合認定審査時において3年以内に第三者機関における評価を行っていることを確認した上で、今後も申請者が3年に1回以上、第三者機関に引張強さの試験を行うということを申請者に仕様書の備考欄に記載させる。
技術的助言	第1第2項(1)2)	第三者機関による評価として、一般財団法人日本建築設備・昇降機センターの自主評価は有効でしょうか。	有効と考えられる。
技術的助言	第1第2項(1)3)	機械構造用炭素鋼鋼材(S45C等)は、法第37条第1号の関連告示である平成12年建設省告示第1446号別表第1にJISG4051として掲載されていますが、引張強さがJIS規格に定められていないので、主要な支持部分には使用できないと解釈してよいのでしょうか。	引張強さが規格にない鋼材等であっても、(1)の1)から3)までのいずれかに該当すれば主要な支持部分に使用できる。例えば、平成12年建設省告示第1446号において指定されたJIS品であれば3)に該当する。加工を行った場合の引張強さについては、文献等により確認されたい。
技術的助言	第1第2項(3)	加工の範囲及び複合品の組み合わせの範囲を明確にしてください。	加工については、平成12年国土交通省告示第2464号において例示されている切断、溶接、加熱、曲げの他に、熱処理が含まれる。複合品については、主索の端部等の複数の鋼材を複合して、一つの部分として強度の検討をしているものが該当する。
技術的助言	第1第2項(3)	技術的な文献とは、具体的に何をいうのでしょうか。また、妥当性の確認は、具体的にどのように行うのでしょうか。熱処理をした鋼材の引張強さの技術的文献として、JISハンドブック鉄鋼Iの参考に掲載のデータ、日本機械学会の機械工学便覧に掲載の数値を使用してよいのでしょうか。	機械設計等において一般的に広く利用されていると考えられる文献であれば、妥当と考える。ご提示のデータについては、妥当なものと考えられる。
技術的助言	第3第1項	1)～2)の制度に係る様式はどのようなものでしょうか。	(1)1)については、一般社団法人エレベーター協会が作成した様式が報告に係る様式例として考えられる。(1)2)については、前提条件も含めて規格に定められた方法により品質が担保されていることを確認する。

該当頁	該当箇所	質問	回答
技術的助言	第3第1項	確認申請時に確認が必要となる「品質マネジメントシステム」、「社内規則等」、「国土交通大臣への報告の明示」の審査において、適合と判断する基準を具体的に明確にしてください。	実際に使用される鋼材等が有する品質が、設計において示された品質であることを確認する。
技術的助言	第3第1項	建築物と昇降機を併願申請する場合、これらの添付図書も建築士による「設計図書」として見なされ、それらの図書に記名、押印が必要となるのでしょうか。 当該添付図書の内容に変更があれば、計画変更又は軽微な変更届けが必要となるのでしょうか。	設計図書に記載されている内容の根拠として審査の際に活用する図書として取り扱う。
技術的助言	第3第1項	「構造計算の結果及びその算出方法」に 第1第2項1)～2)に規定する内容（品質マネジメント事項等）がなぜ含まれるのでしょうか。	計算に用いる許容応力度の妥当性・蓋然性を確かめるため必要と考えられるため、「算定方法」の根拠として確認する。
技術的助言	第3第1項	第1第2項1)～2)に規定する内容(品質マネジメント事項等)の図書に不備があった場合、不適合を通知することができるのでしょうか	不備があり、示された許容応力度の妥当性が確認出来ない場合は、平成25年国土交通省告示第1047号第三号等の「規格が定められた鋼材等」に係る規定に適合していることが確認できないものと考えられる。
技術的助言	第3第1項	(1)2)に規定する3年に1回の以上の試験結果の管理は、誰がどのようにして行うのでしょうか。また、確認申請の添付図書にどのように記述され、審査側でどのように確認するのでしょうか。	確認審査時において確認すればよい。使用される鋼材等が、適切に品質管理をされて、想定する強度を有していることを確認するために行う。
技術的助言	第3第1項	加工又は複合品に係る第三者の試験結果の様式は、どのようなものなのでしょうか、また、その結果はどのように審査すればよいのでしょうか。	様式は限定していない。実際に使用される鋼材等が有する品質が、設計において示された品質であることを確認すること。（そのために必要な資料の提示を求めることとなる。）なお、1. 3において審査することを求めないものは除かれる。
技術的助言	第3第1項	主要な支持部分について、完了検査時に規格品証明書（いわゆるミルシート）を求める範囲として、基準強度が定められている部材（SS400等）を除き、マシンルームレスのレール、主索、主索端部、マシンビーム、吊り車枠、ロープ止めヒッチ等、油圧プランジャー、高圧ゴムホース等も必要と考えられますが、構成する部材のすべてを確認する必要があるのでしょうか。	地震に対する安全性を検証すべき主要な支持部材等として、機械室を有しないエレベーターのレールについては、規格品証明書に基づき、適切な強度を有する部材の使用を確認する必要がある。また、地震に対する強度検証が省略可能で、規格品である主索、支持ばり、プランジャー・シリンダーの側壁及び鏡板、高圧ゴムホースについては、出荷証明等で規格品が使用されたことを確認する必要があるが、強度の確認までは必要としない。 なお、加工されたものや複合部材のうち規格品でないもの（主索の端部）については、規格品証明書を添付することを要しない。

1) 既設レールの規格を施工当時の図書・図面・製造記録等で確認

確認できる

確認できない

2) 既設レールの寸法の測定等により規格を特定できるか確認

特定できる

特定できない

3) 規格を特定した書類の発行が可能か確認

発行可 (補足1参照)

発行不可

【補足1】  
EVのレールの規格・部材メーカーの特定については、一般社団法人日本エレベーター協会において、別添のとおり報告様式が整理されています。本様式を活用することにより、建築確認審査において必要な事項を確認できると考えられます。

4) 部材メーカーを特定した書類の発行が可能か確認 (補足1・2参照)

5) レールサンプル採取による追試により強度を確認できるか確認

確認できる

確認できない

大臣認定取得品  
(認定書の記載の基準強度とする)

大臣認定取得品以外  
(部材メーカー特定不可を含む)  
(規格の引張強さ (または試験により判明した引張強さ) / 2の基準強度とする)

6) 材料の基準強度に基づき計算した結果、構造計算の安全性基準に適合しているか確認

告示による強度設定で適合

告示による強度設定で不適合規格の降伏点で適合 (補足2参照)

規格の降伏点を用いても不適合

A 対応不要

B 認定取得で対応  
※ 認定取得までは  
全体計画認定で対応

【補足2】  
認定を取得していない規格品 (部材メーカーが特定できない規格品も含む) のレールの強度については、規格の降伏点をそのまま用いるのではなく、告示に定める計算方法に基づき、引張強さを安全率 (ガイドレールの場合 2.0) で除したものをを用いることとしている。

一方、国土交通大臣の認定を取得したものについては認定指定書に定める基準強度 (≒規格の降伏点) を用いることとしており、認定を取得した材料についてはより大きい基準強度を用いることができる。

7) ブラケット追加等による耐震改修が可能か確認

可能  
(主にRC造)

困難  
(主にS造)

C 耐震改修等により対応

8) レールの取り換えが可能か確認

可能

困難

D レール取換えにより対応

E 全体計画認定により当座対応

※レアケース

① 既設部材の規格・製造者の確認

② 構造安全性の確認

③ 改修等の対応方針の検討

## 添付資料 B

宛先： \_\_\_\_\_ 殿

文書番号  
年 月 日

住所  
会社名  
代表者等氏名 \_\_\_\_\_ 印

### 既設のエレベーターに適用しているガイドレールの規格の特定に関する確認結果の報告

首題の件につき、既設のエレベーターに適用しているガイドレールの規格及び部材製造者を確認した結果、特定いたしましたので、下記のとおり報告いたします。

なお、この確認結果に基づいてエレベーターを設計し、確認申請図書等を作成いたします。

記

#### 1. 現場情報

建物名称		設置場所	
対象エレベーターの仕様等			

#### 2. 既設のガイドレールの規格及び部材製造者の確認結果

調査の結果から適用されているガイドレールの規格及び種類は、次の 2.1 及び 2.2 のとおりです。

##### 2. 1 既設のガイドレールの規格及び部材製造者の確認結果

###### 2. 1. 1 確認結果

規格名（加工寸法を示す規格）	種類	該当する大臣認定番号
かご側		無・有[製造者：                      番号：                      ]
おもり側		無・有[製造者：                      番号：                      ]

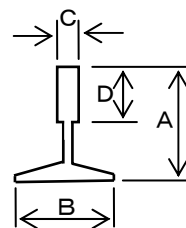
###### 2. 1. 2 規格及び部材製造者を特定した書類

	記載を示す資料
かご側	
おもり側	

##### 2. 2 規格の確認結果（実施した場合のみ記載）

規格名（加工寸法を示す規格）	種類
かご側	
おもり側	

かご側の右図の各部寸法                      単位：mm				
	A	B	C	D
規格値				
実測値				
おもり側の右図の各部寸法                      単位：mm				
規格値				
実測値				



以上